

第 14 回 郵政改革関係政策会議

日時： 平成 22 年 4 月 23 日（金） 8:00～9:15

場所： 永田町合同庁舎 1 階 共用第 1 会議室

○議題 郵政改革法案等について

【大塚副大臣挨拶】

今日で 14 回目になるが、今日は、先日よりも若干詳しくに法案の内容をご説明させていただきたい。政策会議はまた来週も開催させていただく予定なので、どうぞよろしくお願い申し上げる。

【内藤副大臣挨拶】

自画自賛するわけではないが、10 数回にわたる政策会議を開かせていただき、そしてまた、皆様方の色々な御意見をいただきながら、大変すばらしい法案ができあがりつつあると思っている。今月中の閣議決定を目指してまいります。どうか、皆様方の最後までのご支援ご協力をお願い申し上げ冒頭の挨拶にかえさせていただく。どうぞよろしくお願い申し上げる。

【大塚副大臣より資料に沿って説明】

【質疑応答】

○ 第三者委員会について、中立性を目に見えるような形にしっかりとした方がいいと思うが、どのようなお考えか。

（答）（大塚副大臣）第三者委員会の委員の任命は総理大臣が行う。先立って、両大臣の談話の際に亀井大臣の方からご発言があったようだが、まず利害関係者は入れないということは大前提である。これは、今の民営化委員会も同じであります。利害関係者というのは当然、関係業界の人は入れない、更には郵政の大口契約先にあたる人達も入れない。ここの中立性・公平性をどう担保するかというのは非常に難しい問題であり、任命された方々の心の中までは我々見通せないわけだが、外形上、中立性・公平性に疑義がある方々は当然任命されないの、まずはその部分で担保するという。それから、

当然この委員会が設置をされると、委員会の議論の仕方、あるいはそのプロトコールについては、その委員会の運営に先立って決められることになるので、プロトコールによっても中立性・公平性は当然担保されなければならないと思っている。ご質問は重要な点であり、この郵政改革推進委員会のクレディビリティというものが、今後のこの改革の成り行きに対する国民の皆さんの信頼を左右すると思っている。

- 親会社と子会社の業務委託で確認だが、親会社の郵便局員ががん保険や銀行の業務を行うという理解でよいか。郵便局員がお客様のところを回って郵便配達のついでにがん保険のセールスもできれば銀行のセールスもできる、それによって将来的に一生懸命頑張った方は給料が上がったりするということも可能だということか。

(答) (大塚副大臣) まず、ご質問いただいた点はいわゆる「総合担務」の問題とも関連しているが、この法律の成立を待たずとも、去年の秋から、総合担務は必ずしも軽視されているわけではないことは、金融庁、総務省あるいは日本郵政の間で確認をされている。この郵政改革法の目的や日本郵政株式会社法の規定に反しない範囲において総合担務はできる。ただ、それをどのように行うかということについては、当然会社としての規律が効くのであまり野放図にやるとかえって事故が起きるといけないので、それは会社としてどのような総合担務のあり方があり得るのか当然検討することである。今のご質問に対してお答えするとすれば、結論を整理すると、総合担務はでき、そしてどういうあり方をするかという経営の判断に関わる部分もあるということ。

(答) (長谷川政務官) 事務委託というのは今までと同じ考え方だが、違うのは親会社が郵便局会社と郵便事業会社が一緒になるので、そういう意味では今まで以上に総合担務がやりやすくなるということが一点。それからもう一つ、法律の中に平成21年10月20日に決めさせていただいた閣議決定の郵政事業改革の基本方針のようなことを入れ込むことにしており、その中に三事業は一体でサービス提供するということが入るので、それでまたやりやすくなるというふうにお考えいただきたいと思う。

- 郵政関係、銀行関係、外国団体等、全てのヒアリングを通して一番良かったのは公社だと判断した。今回の改革は、本来ならば株式会社のままで一つの会社にして、特別法で特殊会社にし、業法の適用をなくし、限度額は現行維持、これでスタートするのがベストだと思っている。従って今回の案はベターな案だと思う。2点目は是非今月中に法案をまとめていただきたい。

- 今の意見に近いところがあるが、そうした視点から今までいろんなヒアリングをするときも聞いてきたつもり。改めてこの法案を作るにあたって基本的なところを整理させて

いただきたい。

最初に組織の関係であるが、郵便事業というのは日本郵政しかできないという位置づけの中でスタートするのか。そして郵便局というのは、他の人たちが作ることができない独占的な存在となるのかという、そもそも論のところでは考えた場合、日本郵政株式会社というのは一社に限られるということなのか。例えば、金融会社と保険会社と、それからいろんな運送会社がまとまって、これと同じようなものを作りたいときに、それは許されないという仕組みなのか。日本郵政株式会社が関連銀行会社、関連保険会社を作ることだが、これは銀行窓口業務契約の締結をしたところが関連銀行だということ定義をされたとのことだが、だとすれば、普通の一般の銀行、普通の保険会社に対してもこういう窓口業務、例えば田舎の銀行に事業を委託したいということで契約を締結することができる仕組みになっているのか。定義として業務契約の締結だけで、制度の仕組みとしては整合性がとれていない気がする。

次に、政府が会社の株式の3分の1超を保有するとなっているが、議決権行使の方針というのはどのようになるのか。総務大臣は業務監督権限みたいなものを持っており、そして財務大臣が3分の1超の議決権を保有するこの仕組みにしていることについて、財務大臣は議決権を保有し、議決権を保有していることに伴って行使する基準は何なのか。

最後に郵政改革推進委員会について、言葉のイメージは「さらに改革を推進していきます」という意味なのか、それとも郵政改革というものはこれで出来上がり、この改革を着実に推進する、改革は法律改正をすれば推進だろうが、その改革に従ってこれらの会社が適切に業務をしているかどうかを監視していく組織としてこれがあるのか。名前から受けるイメージとやろうとしていることが合わない気がするので、位置づけというのが名前に照らしていったい何をしようとしているのかということを明確にしていきたい。

(答) (大塚副大臣) まず、日本郵政株式会社は、法律に基づいて設置される唯一の会社であるので、おっしゃるように似たような事業体のものを別途作るのであれば、別途の法律がなければ作れないということであろうかと思う。そして「郵便局」という存在はこの法律の中に出てくる言葉であるので、この法律に基づかないで別途の郵便局が作られることはないという理解。そして、郵便法は当然日本郵政株式会社が行う郵便事業を規定するものであるが、これは事業法でありますから郵便事業を行う他の事業者があれば若干関係してきていると思う。

(答) (長谷川政務官) 郵便法は信書の送達は独占。独占ということが規定してある。

(答) (大塚副大臣) それから株主としての国の立場、3分の1超の議決権の行使は、株主ということからは通常の会社法、民商法上の株主としての権利を行使するので、株主として当然の善管注意義務を果たす株主権の行使はあり得る。その一方で、きっちりと論理を

整理しておかなければならないのは、監督権を行使するために、いわば株主権を行使するというのはイメージとしてはわからないではないが、法の論理構成上から言うとおかしいことになるかもしれない。つまり、株主としての権利行使はあくまで株主としての権利行使であって、国の他の監督権を事実上影響が及ぶようにするために株主権を行使することと混同してはならないと思っている。

それから「郵政改革推進委員会」という名前の意味であるが、まだ目的・理念・責務について全部お示しできないのは恐縮だが、そこに書かれている目的とか理念というのはこの法律ができたと同時に100%即達成されているものでもないし、社会の情勢、環境が変わっていくことを考えると、その目的・理念に囲われたことを常に追求し続ける、つまり不断の改善努力が必要になると思っている。郵政改革というのは不断の努力が必要だという意味でこういう名称がよろしいのではないかと考えている。

途中でご質問があった関連銀行・関連保険会社であるが、窓口業務契約を締結するだけではなく、親会社が3分の1超の株式を関連銀行には持たないことにはならないので、その2つがそろって初めて関連銀行・関連保険会社になる。従って、他の民間銀行、民間保険会社で3分の1超持ってもらっていい、郵政改革法にいうところの金融の遍く公平な利用に資する業務をやるために自分たちも銀行窓口契約を結ぶ、しかも3分の1超の株を持ってもらってもいいというところが出てくれば、論理的にはそういうことはあり得ると思う。しかし、そこで言う窓口業務というものは、当然それまで行ってきたものが全部できるわけではないので、かなり制約をされるわけであるから、そういう制約を受けることを前提にそのようなところが出てくるかということ、それは現実論としてはなかなか難しいと思う。

- 株を保有してほしいというところはあるかもしれないが、法律の仕組みとして、日本郵政株式会社は他の銀行とか保険会社の3分の1超の議決権の保有を、やろうと思えばできるという仕組みに法律上なっている前提に話をされたが、そういう位置づけになっているのか。

(答) (大塚副大臣) 関連銀行・関連保険会社として株を持つということであれば、それはできる。ただ、関連銀行・関連保険会社という改革法の目的を果たすための一定の前提条件と制約がある関連銀行・関連保険会社をもてるわけであるので、その範ちゅうを逸脱した、例えば、インベストメント活動をするような関連銀行・関連保険会社をもてるかということ、それは法律の建付け上持てないということになる。

- そうすると窓口業務契約の締結と3分の1超の議決権保有は、どちらが先なのか。法制上の話として。

(答) (大塚副大臣) 例えば、親会社が3分の1超の株を持つということができると、もしそれを計画しているということになれば、それは当然、持った瞬間に窓口業務契約が結ばれていなければ、郵政改革法に規定する業務以外の業務を行っている銀行の株を3分の1超保有することになる。それは法の講学上はおかしくなるということを前提に、もしそんなことになる可能性が出てくれば、当然政府は、郵政改革推進委員会に諮問をして話を聞くことになるが、意見を聞くまでもなく、この郵政改革法の目的を経営者が理解しておれば、おそらくそういう行動はとらないだろうと思われる。

これまでも政策会議の議論でも、この日本郵政が、これまで国民の皆さんに果たしてきたユニバーサルサービスの内容はちゃんと維持したい、これは片方で大きな我々の目標としてあるが、その一方で、この金融については競争条件の公平性が担保される範囲でできる限り自由にしていくべきではないかという御意見が片方であった。その両方を、法の構造上矛盾のない形で作るにはどうしたらいいかということで、先ほど2枚目のポンチ絵で申し上げたように、ゆうちょ銀行・かんぽ生命はあくまで、業法の下で銀行と保険会社として位置づける一方、親会社は何らかのかたちで、そのユニバーサルサービスのうちの金融業務を行いうるような法の構造上の担保と、そして実際のビークルを持たなくてはならない。それを矛盾なく、形を与えるために、この関連銀行と関連保険会社という、いわばバーチャルな存在を、つまり、法文上の存在をここに位置づけているわけであり、言ってみれば、非常にその論理構成が一番苦労した。

- この日本郵政株式会社法案の質問だが、会社の責務というのがあり、「郵便・貯金・保険を一体的にあまねく全国において公平に利用できるにする責務を有する」と、この責務は何を意味しているのかということが一つ。その関係で、この最終的な会社の経営責任者、日本郵政株式会社と銀行、保険会社の最終的な経営責任者は誰になるというのをお尋ねしたい。

(答) (大塚副大臣) 経営責任者というのは、一義的には、単体の会社として考えれば、日本郵政株式会社はその社長であり、関連銀行・関連保険会社であれば、その立場になった、銀行・保険、今であれば、ゆうちょ銀行とかんぽ生命の社長。ただし、日本郵政グループというのを構成しているわけであり、グループ全体の経営責任であれば、親会社の社長ということになると思う。

- 特別法で作られる会社であり、国の責任というはどうなるのか。

(答) (大塚副大臣) そう意味では、国の責務ということも条文に書き込まれる。先ほど一条「目的」、二条「理念」、三条「責務」と申し上げたうちの、三条は国の責務であるので、当然、国にはこの郵政改革法の目的を達成するための監督責任というか、達成責任

があるということ。

- 端的に申し上げるが、経営破綻した時の責任というのはどうなるのか。

(答) (大塚副大臣) 一義的には当然、経営陣の責任。実質的な経営を行うわけであるので。しかしながら、株主としての善管注意義務という範囲においては、まず国に責任があると同時に、今申し上げたように、国の責務が法律に書き込まれる以上、国がその責務を本当に果たしていたのかという観点からの責任は問われる。

- 今日で14回ということで、大変我々の意見を聞いていただいたことには感謝申し上げます。ただ、そういう状況をマスコミの皆様もなかなかうまく報道してくれないので、世間では亀井大臣が独断で決めたようになっていたり、あるいは与党の中ですらこの会議に出ていない人たちはそういう誤解をしているから、皆様の方からも是非、説明を心がけていただきたい。

その上で意見だが、先ほど、銀行・保険会社が3分の1（超）となって、政府出資が3分の1（超）となってというのは誤植だったということがあったが、これは大きな誤植であり、そのことによって、新聞報道では相変わらず「3分の1もあるんだから暗黙の政府保証だ」と。銀行業界・保険業界もわかっていながら敢えて言っているんだと思うが、実際は親会社3分の1、そこからさらに3分の1で、これは9分の1。9分の1ということは、NTTで当てはめれば、NTT持株は3分の1で、その下にあるドコモは3分の2で実際もっているわけで、ドコモよりもよっぽど少ないと。そのドコモが政府保証があるとかそんな話に全くなっていない、自由な会社としてやっているわけで、その比較からしても、今の銀行業界・保険業界が言っていることは全くおかしいと。今、保険業界が言っているコメントを持ってきたが、こういうことも言っている。「日本郵政に対して、金融ユニバーサルサービスの義務を課す代わりに、他の民間生保会社にはない優遇された所要の措置が適用される」と。この「優遇された所要の措置」というのが全くわけがわからなくて、元々、業法が一律にかかっている、その上に「上乗せ規制の所要の措置」があるということを是非しっかりと抗議をしていただきたい。このような言い方を許して、それをマスコミがそのまま流すといことは、これは明らかにミスリードされているから、その部分は是非お願いをしたい。

(答) (大塚副大臣) 私からも保険と銀行の業界団体には、誤解を生じるような公式発言は、是非責任あるお立場としてご留意いただきたいと申し伝えてある。議会、或いは党のほうでも、議員政策研究会というのができたので、是非、政策研究会のほうで、業界の責任者を呼んで真意を正していただきたい。それは私からもお願いを申し上げたい。

○ この郵政グループの会社に対する国の関与の部分だが、まず、総務大臣と財務大臣の関係だが、これは勿論、財務大臣というのは株主としての権限を行使するということが、株主というのは本来こういう業務などを踏まえて関与する部分があるが、そこはもう抑制的な関与がなされるという理解でよろしいのか。そして、そこはどのように抑制的な運用が担保されるのか。要は、色々な大臣がこの株主という立場で勝手に関与されるとぐちゃぐちゃになるし、大変仕事もやりにくいと思うので、財務大臣或いは議決権を保有するぐらいにしておいて、あんまりぐちゃぐちゃ言わないことが担保されなければいけないと思う。そのあたりの運用をどのように考えておられるのかということが一つ。それから、金融庁長官も含めて、総務大臣、財務大臣いろいろいるが、特に金融庁長官と総務大臣との関係、或いは財務大臣と今申し上げたような総務大臣との関係、この大臣間の連携が、どのように一元化されるのか、運用の面に関わると思うが、その辺のところを教えていただきたい。

(答) (大塚副大臣) 非常に含蓄のあるご質問で、最後の後段のご質問の方からお答えすると、総務大臣・財務大臣・金融担当大臣がそれぞれ全体としてどう整合性をつけるかというと、各役所が法案を作ったり検討する過程で、総務省は総務省の立場で、財務省は財務省の立場で、金融庁は金融庁の立場で、それぞれの職責があるから一生懸命いろんなことをおっしゃるが、全体は内閣総理大臣の下にあって、一つの方針で動いているということをこの国は十分に認識されていない。そのことが縦割りの弊害。法案を作ったり、検討をしてくる半年の中で、改めて痛感した。だから、総務大臣と財務大臣と金融担当大臣が、それぞれの職責上、勿論、言うべきことはそれぞれのフィールドにおいては、当然言うべきことは言うが、最終的には内閣総理大臣の下に一定の方針を共有して行えているわけだから、最終的にバラバラのことを言うはずがない。それは内閣総理大臣の指導の下に、整合性を取れるものと思っているし、取らなければならないと思っていることは痛感している。その上で、財務大臣の株主としての権利行使だが、これは抑制的にどう運用するかという指針を示すということはないが、少なくともこの政府として株主を代表しているのは法律上財務大臣。財務大臣が発言したり、株主総会に出席するという形なので、他の大臣が株主の立場で、「自分は国の政府の一員だから株主の立場としてモノを言う」ということを、いわば冠をふして言うことは論理的にはおかしいこと。財務大臣が、例えば株主総会に出席することを委任をして、他の大臣が出席することは、これはあり得ると思うが、構造上はそういうことなので、財務大臣はこの株主としての所定の法律上の権利行使はするが、それ以上のことはない。他の大臣は財務大臣の委任無しに、株主を装って何かを語ることはないと思っている。

○ 端的に２点だけ伺う。日本郵政の任意業務の中で、具体的に自分の地元で行われてい

る例として、商店街の振興券みたいなものを郵便局が売り出し窓口になっている。これが目的達成業務なのか目的外業務かはともかく、いずれにしても届出業務と書いてあるとすると、全郵便局であまねくではない、いわゆる地域限定の業務についても総務大臣に届けることが旨となるのか、それともあるレベルで切られて、大臣届出にならないような基準があるのかということが1点。それから、郵政改革推進委員会が廃止となる規定があつて、法律案の概要を見ると、法律の中で議決権の3分の1超それぞれ保有するとある一方、こちらの未定稿の紙では、2分の1以下の議決権の保有になった場合にはこれが廃止されるとあり、論理的に自分の中で理解できない。例えば、3分の1超ということでは、2分の1に満たないまでの3分の1であれば、当然できた瞬間に廃止されるという理解をしてしまったのだが、その点はいかがか。

(答) (大塚副大臣) 後段の方からご回答すると、スタートの時点では、現に国は日本郵政の100%の株を持っており、日本郵政は子会社の株を100%持っているので、これが今後、親会社の株については政府の判断、子会社の株については親会社の判断でだんだん放出をしていくということになると、どこかの段階で2分の1を切る、そして全部が2分の1を切ったら、そういった中においては、この郵政改革推進委員会はあえて競争の公平性の観点から意見を言うことはないだろうということで、その時点になったら改革推進委員会は役割を終えるという意味。逆にいうと、特に政府から親のところは政府の判断ですから、いつ放出するかというのは、かなりそこで政府の意向というものの、この改革推進の進行度合いを見ながら判断をしていくということになると思うので、それまでの間はしっかりとグリップが効いているということだと思う。それから、先程の地域振興券みたいなもののお話ですが、今回の郵政改革のそもそもの目的の一部であった地域経済の振興とかといったことをずっと議論してきたわけでありますので、その目的に資するような業務であれば、ある一定の地域で行政が地元の商店街とタイアップしてやって、それを郵便局にもおいてくれませんかということであれば、それはこの絵でいうと左の箱の中の、地域経済の活性化という意味においては目的達成業務になる。ただ、その目的というのをですね金融・郵便のユニバーサルサービスをあまねく公平にというところに目的という言葉のかけた場合には目的外業務になるので、定義の問題になるが、届出はやはり必要だと認識している。ただ、どんな子細なことまで全て届出の対象になるかどうかは、俄かにイメージしにくいのですが、今おっしゃったような事例であれば、届出の対象になるのではないかと現時点では思っている。

- 政策会議もだいぶ回を重ねてきた。この法案自体が、もともと三党連立政権の中の一つの合意事項であつたと思うが、そもそも今国会でこの法案を成立させるということの大まかな道筋をどこまで考えておられるのか。そのためには「閣議決定」ということもそろそろ考えていかなければならないと思うし、審議日数がどれくらい要するのかという

こともあると思う。ゴールは決まっているわけであり、今国会で成立させるおつもりがあるのかどうか、もしあるとすればどうしたらよいのか、その辺りをもうそろそろ方向性を見出してやっていかないと間に合わないという気がしている。その点を教えていただきたい。

(答) (大塚副大臣) 当然成立させなければならないと思っている。先程の質問とも関係あるが、ギリギリのタイミングであるということが分かっているながら、まだ各省庁がそれぞれの立場でものを言ってくるという状況にあって、そこは内閣総理大臣の下で各政務三役が各省庁を担当しているわけであるので、各政務三役はこの内閣の方針を踏まえた、しかも日程感を十分に考えた対応をしていただきたいというふうに思っているが、必ずしもそうでもない状況もまだ残っている。従って、政策会議ご出席の皆様にもむしろ私からもお願い申し上げたいのは、新政権の下での政策形成プロセスとして、それなりに十分なプロセスを経ているというご賛同をいただけるのであれば、最後までごちゃごちゃ言わずに、早く法案を出せという党内のムードを高めていただければ大変ありがたい。

(答) (内藤副大臣) もう少し具体的に、総務委員会と関係する立場から申し上げますと、実はこの通常国会は選挙があるということもあって、おそらくそんなに会期延長することも難しいであろうと思う。となると、ゴールデンウィーク明けからは残された期間は1ヵ月。総務委員会、特に衆議院の方は、ほぼ確定したということなのですが、まずは放送法改正がある。その次以降に、郵政改革法をご審議いただきたいと思っている。その後、地域主権改革法が待っている。つまり3つのどれも皆大きな法案の審議を1ヵ月の中で収めなければならない。大変タイトでありますので、委員会の皆様方をはじめ与党の皆様方には全面的なご理解とご協力をいただかなければ達成が難しいという危機感を持って臨ませていただきたいと思っている。

(答) (大塚副大臣) 内藤副大臣とまったく認識は同じ。政権を担ってみて再認識をしているが、国権の最高機関である「議会」、政党政治であるから「党」、そして行政側を監督していくために政府側に入らせていただく「者」、この三者が三位一体となって動かないと政権を運営できないわけであり、副大臣がおっしゃった国会の法案の審議の順番も、我々自身はそのような認識でいるが、これは党が国対の運営方針に基づいて、あと議会の中で議論して決めていくことであり、我々としてはとにかく政府側として与えられた期日までに何とか法案を提出させていただいて、そこから先の運びは、皆様方の腕にかかっているわけであるので、日程感とか法案の審議の順番等を是非国対の中でご議論いただきたい。

○ 全く同じ話で、施行日は来年の10月1日と書いてあるので、それに間に合わせるに

は、早期に法案の骨格を示し、今国会で必ず通さなければならないということ。現場のことを考えても、国民の利便性のことを考えても、そのとおりなので、是非とも早めに出していただきたいと思っている。最後に1点、郵政改革推進委員会が先に立ち上がるようになっているので、そこで新規業務についてもいろいろ議論がなされるかと思う、なるべく早く立ち上げていただいて、がん保険とか要望を得ているものについて、しっかりとご検討をいただければと思っている。

- 関連銀行会社・関連保険会社は金融庁の主管ということで、金融担当大臣が主務大臣ということだが、そうすると、金融庁の検査が（旧）特定局にも入るということになっていくということになるのか。それとも、（旧）特定局については代理店方式でやられるのかもしれないが、郵政も既に対応しているかもしれないが、証券外務員の資格を今の関連銀行会社・関連保険会社はみんな持っているとか、あるいは総合担務でやるときに、郵便事業の会社の方でも保険商品を持っていく、金融商品を持っていくとなった場合に証券外務員の資格をみんな取らなければならなくなるといったあたりのことも、業法適用ということになると、適用されていくことになるのかどうか。それと（旧）特定局を代理店方式でいくか、（旧）特定局まで支店として扱って、金融庁の検査が入ってくると、（旧）特定局は少人数でやっている中で、相当業務が多くなるとか、管理する部分が煩雑になるという点が心配というか懸念している。あと、そういった点から1社にして全体を特別法という形にした方がよかったのではないかという思いはあるが、こういった形でいくということになれば、金融庁の検査が入ってくることになると思っている。

（答）（大塚副大臣）ご指摘の点は今回の改革の解決しなければならない重要な問題の一つ。結論から申し上げます、金融代理店業務の部分は、これは勿論金融庁が検査をすることになる。ただし、小規模な郵便局の業務に支障をきたすことがないように配慮をしなければならないというようなことは、法律にも盛り込まれる。それから現実問題として、金融庁がこれまで（旧）特定郵便局へ検査に入ったことはない。何が問題だったかというと、例の6万ページのマニュアルとか色々精査をしてみると、経営サイドの意向で、いわば民営化されるんだから、蟻の入れる隙間もないくらいにびっちりこの業務を規定しようとかいう、そういう内部のガバナンス面での、トリガーが原因だったということも多聞にある。その辺も会社側と霞ヶ関側で、お互いに誤解の生じないように、この半年間問題点の整理をしてきているので、解決の方向に向かいつつあると思う。その上で繰り返しになるが、金融代理業務をやる以上は、法律上は勿論金融庁の検査の対象になりますが、しかし、総務省の郵便の検査とばらばらと別々に入って、小規模の2・3人の郵便局の業務の邪魔をするってことは、ユーザーの皆さんの利便性を害するという事なので、そういうことにならないように、できれば一体的に入ることとか、小規模店舗の業務に最大限配慮するということが、これは法律に明記をされることになる

ので、ご懸念のようなことにならないようにしっかり考えてここまできているということをご理解いただきたい。その上で、証券外務員、つまり証券の取り次ぎをする時に外務員の資格がないといけない、それはやはり同じように業法に基づいて、外務員の資格は取らなければならない。

- ずっとユニバーサルサービスコストをどうするかということが議論されてきたと思うが、親会社と、あえてゆうちょ銀行、かんぽ生命と言わずに、関連銀行、関連保険会社という名前で言わせてもらおうと、関連銀行、関連保険会社というのは銀行窓口業務委託以外に親会社に対してコスト負担とかお金の流れが発生することが想定されるのか。株式から入ってくる配当等を含めてとか、そういうところ以外にそういうお金の流れが想定されているのかということと、全てが2分の1以下となって郵政改革推進委員会がなくなった後、将来それぞれが経営判断で独自に経営をしていく条件になった後に、それぞれ関連銀行、関連保険会社の経営が厳しくなってきた場合、先ほどの質問とも関連するが、その責務というのは本当にどこがどうやって担保するのかということが見えないように思う。その点について現段階の考え方とか教えていただきたい。

(答) (大塚副大臣) 重要なご指摘だと思う。一点目のコストの方だが、これは親と子の関係においては、おっしゃるように株式の配当と、あと代理業務をやるわけだから、その請負の手数料、これは当然親会社の収入や配当収入になる。それ以外のことは、今は念頭に置いていないというか、ないと思っている。それ以外にこの法律には、先の大臣の談話の中にもあったが、業務ごとの収支の分別管理はしっかりするということになっているので、いわば曖昧な経営収支になって、そこが境界線がグレーになることはないし、あつてはならないと思っている。それから、もし郵政改革推進委員会がなくなったときに、誰がユニバーサルサービスの内容を保障するのか(という問題)があるが、仮になくなった状況になっても、郵政改革法は生きているわけなので、改革法に規定する国の責務というのは法律上まだ生きているので、もし各社がばらばらに動くようになってトータルとして郵政改革法に規定した一条の目的や二条の理念を達成できないようなことがあれば、それは国が新たな法律を作るとか、あるいは新たな国の施策として何かをやるということになれば、国が責務を果たせないことになるので、そこは担保されていると理解している。

- 改めて聞きたいのだが、消費税の取り扱いについて言うと、関係法律整備の中には入っていないと思うが、これは今どういう状況で、見通しとはどう考えているのかが一点と、先ほど株式の売却の話が出たが、株式の売却の方針、どういう方針について売却するのかということだが、それを前提として、日本郵政株式会社が関連銀行、関連保険会社の株式を保有しているときの資産の計上額というのがいくらで、売却したときの売却益というのはどういう処理がされていくというふうになっているのかということ。それから今度

は国が日本郵政株式会社の株式を全額持っているのは、これから売却していった後の売却額についてはどのようにするのかをこの法律でどのようにするのか、これからの方針の中でどうなっているのか教えていただきたい。

(答) (大塚副大臣) まず消費税については、そもそもこの法律がここまでの前の段階で、今年度の税制改正の税調の議論の中でも、郵政グループを今監督している総務省のお立場で消費税の減免を税調で要望された。しかし、今回却下をされた状況はご承知の通り。そして郵政改革の担当として、亀井大臣はグループ内の消費税の減免は行われるべきではないかとお立場だったが、先の閣僚懇を巡る一連の議論の中で、明確に議論が整理されて、郵政改革担当大臣としてその考え方はわかるけれど、やはり税の話は税調でやるべきことだということで、亀井大臣も了解をし今後そういう場で議論をされることになると思う。事実関係は以上の通りだが、その一方でこの政策会議ですべて議論を重ねていただいておりますので、コストと出資関係と業務の内容はトライアングルなので、国がコストを、どんな法律的理由があるにせよ、他の事業体と比べてやや優遇するような形でコスト負担を国が間接的に面倒を見るということになれば、今度は業務の方に影響が出てくるとかバランスがあるので、会社側としても本当にこれを望むのかどうか、政府としてもそういう対応がいいのか、これは非常に重要な論点だと思う。結論的に言えば、今回はそういう対応はしないし、今後の方針は今後の議論の中で決まっていくものだと思う。それから株式の売却については今方針があるわけではないので、この法律が成立をして施行された暁に、その時点の政府の方針に基づいていくものと思っているが、NTTの株式の売却のときも、まず最初に上場されていない中でどう売却するかというのは、国民の皆さんに広く募集に応じていただくという環境が整わなければそもそもスタートできない。それがまた行われなければ政府が100%持っている状態で上場できるかという、上場できないので、そうすると国民の皆さんに広く募集に応じていただけるような状況になるためには、郵政グループの経営について国民の皆さんが大変信頼を持ち、募集に応じてもいいというお気持ちになっていただける状況が生み出されない以上は、そもそもその第一歩を踏み出せないということになるので、そこから先、売却の方針は私たちの考えが及ぶ範囲では残念ながらない。従って、売却益の係属の仕方とかについても、大変恐縮だが私は答える材料を持っていない。

(大塚副大臣) 最後までありがとうございました。それでは、政策会議を終了させていただきます。

以 上